



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年 1月28日水曜日 第2034号外 1

◇ 目 次 ◇  
条 例

愛媛県ふるさと雇用再生特別基金条例..... 1

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例..... 1

## 条 例

### ○愛媛県条例第1号

愛媛県ふるさと雇用再生特別基金条例を次のように公布する。

平成21年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県ふるさと雇用再生特別基金条例

（設置）

**第1条** 県内の厳しい雇用情勢に対処し、求職者等の雇入れによる継続的な雇用の機会の創出を図るために要する経費の財源に充てるため、ふるさと雇用再生特別基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

2 前項の規定にかかわらず、第1条の目的を達成するために必要がある場合は、基金の運用から生ずる収益を予算に計上して、その経費に充てることができる。

（処分）

**第5条** 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

**第6条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰替の方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

1 この条例は、平成21年 3月31日までの間において規則で定める日から施行する。

2 この条例は、平成24年 3月31日限り、その効力を失う。

### ○愛媛県条例第2号

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を次のように公布する。

平成21年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例

（設置）

**第1条** 県内の厳しい雇用情勢に対処し、失業した派遣労働者、中高年齢者等に対する短期の雇用及び就業の機会の創出並びに生活及び就労の相談の総合的な実施を図るために要する経費の財源に充てるため、緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1条の目的を達成するために必要がある場合は、基金の運用から生ずる収益を予算に計上して、その経費に充てることができる。

(処分)

**第5条** 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

**第6条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成21年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。